

東京矯正歯科学会雑誌投稿規定

1. 東京矯正歯科学会雑誌（以下「本誌」という）は東京矯正歯科学会の機関誌として発行するものであり、矯正歯科に関する論文や記事を掲載する。
2. 本誌に投稿する者は原則本学会員に限る。また論文は、本誌の目的に適し、他の雑誌に掲載あるいは投稿していないものに限る。ただし編集委員会（以下「委員会」という）が認めた場合はその限りではない。
3. 本誌は年2回発行する。
4. 論文の受付は、1月15日まで、および7月15日までとする。
5. 掲載原稿の採否および順序は委員会で決定する。委員会は必要に応じ投稿者に修正を求めることができる。
6. 論文原稿は次の様式に従って執筆する。
 - 1) 原稿は和文を原則とすること。
 - 2) 原稿は口語体、横書きとし、1行40字、20行をA41ページに収めること。
 - 3) 学術用語については、原則として日本歯科医学会学術用語集または日本矯正歯科学会の歯科矯正学専門用語集を用い、掲載されていない場合には歯科矯正学最新版を用いること。
 - 4) 「投稿の手引き」に準拠すること。
7. 論文は、原則次のURLのWeb投稿システムより投稿する。Web投稿についての問い合わせ先は編集事務局とする。
Web投稿URL：<http://www1.i-product.biz/tos/author/>
編集事務局 E-mail：hensyu7@kokuhoken.or.jp（Cc：hensyu5@kokuhoken.or.jp）
8. 症例報告は掲載料、別刷50部を無料とする。その他の論文は刷り上がり5ページまでの本文の印刷費および別刷50部を無料とするが、図、表などの組版代、製版費、5ページを超えた分の印刷費などの実費を著者負担とする。ただし学会からの依頼による論文の掲載料は無料とし別刷50部を贈呈する。
9. 著者校正は原則として初校において行う。校正は誤字を訂正する程度とし、原稿にない加筆や過度の訂正などは認めない。
10. 論文投稿時に誓約書を添付する。
11. 臨床、症例報告は患者の同意書を添付する。
12. 上記、投稿規定にあてはまらないものは受け付けない。
13. 受付原稿には受付通知、採用原稿には受理証を発行し、掲載にあたっては受付日をもって受理日とする。
14. 掲載原稿の著作権は、本学会に帰属するものとする。
15. 投稿論文は、人を対象とする場合はヘルシンキ宣言を遵守し、その精神に基づいて「倫理的に行われたこと」、かつ「患者あるいは被験者との間にインフォームドコンセントがかわされたこと」の明記を必要とする。また、動物実験は「動物実験に関する所属研究所機関の指針」に基づいて倫理的に行われた旨の明記を必要とする。
16. 人を対象とする場合は、ヘルシンキ宣言に従い、全員の同意文書と倫理委員会審査結果通知書のコピーを添付するのが望ましい。
17. 本誌に掲載あるいは受理された論文を機関リポジトリや筆者個人のWebサイトにインターネットの利用により公表する際は、論文原稿受理時の段組みされていない形式に限り公表を許可する。なお、必ず事前に東京矯正歯科学会事務局に連絡し許可を得ること。

附則

1. 本規定は令和3年12月15日より施行する。
2. 本規定は令和5年6月15日より一部改正し施行する。